

○現行最低基準の改正後比較表 ※今後、文言の修正があり得るものである。

現行最低基準	最低基準改正案
<p>○身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準 (平成十二年三月三十日) (厚生省令第五十四号)</p> <p>第一章 総則 (趣旨) 第一条 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「法」という。)第28条第1項の規定による身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準は、この省令の定めるところによる。</p> <p>(基本方針) 第二条 身体障害者更生援護施設は、入所者又は利用者(以下この章において「入所者等」という。)に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。</p> <p>(構造設備の一般原則) 第3条 身体障害者更生援護施設の配置、構造及び設備は、入所者等の特性に応じて工夫さ</p>	<p>○身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準 (平成十四年〇月〇日) (厚生労働省令第〇号)</p> <p>第一章 総則 (趣旨) 第一条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「法」という。)第二十八条第一項の規定による身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準は、この省令の定めるところによる。</p> <p>(基本方針) 第二条 身体障害者更生援護施設は、入所者又は利用者(以下この章において「入所者等」という。)に対し、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な支援を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 身体障害者更生援護施設は、入所者等の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って支援を行うように努めなければならない。</p> <p>3 身体障害者更生援護施設は、できるだけ居宅に近い環境の中で、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、身体障害者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(構造設備の一般原則) 第三条 身体障害者更生援護施設の配置、構造及び設備は、入所者等の特性に応じて工</p>

れ、かつ、日照、採光、換気等の入所者等の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 身体障害者更生援護施設（身体障害者福祉センター（第36条に規定する障害者更生センターを除く。）を除く。）の建物（入所者等の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第二条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物でなければならない。ただし、通所による入所者のみを対象とする施設にあっては、この限りでない。

（設備の専用）

第4条 身体障害者更生援護施設の設備は、専ら当該身体障害者更生援護施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者等の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（職員の専従）

第5条 身体障害者更生援護施設の職員は、専ら当該身体障害者更生援護施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者等の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第6条 身体障害者更生援護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立てておかなければならない。

2 身体障害者更生援護施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（記録の整備）

第7条 身体障害者更生援護施設は、設備、職員、会計及び入所者等の処遇の状況に関する諸記録を整備しておかなければならない。

夫され、かつ、日照、採光、換気等の入所者等の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 身体障害者更生援護施設（身体障害者福祉センター（第六十条に規定する障害者更生センターを除く。）を除く。）の建物（入所者等の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物でなければならない。ただし、通所による入所者のみを対象とする施設にあっては、この限りでない。

（設備の専用）

第四条 身体障害者更生援護施設の設備は、専ら当該身体障害者更生援護施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者等の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（職員の専従）

第五条 身体障害者更生援護施設の職員は、専ら当該身体障害者更生援護施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者等の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第六条 身体障害者更生援護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立てておかなければならない。

2 身体障害者更生援護施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（記録の整備）

第七条 身体障害者更生援護施設は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

	<p>2 身体障害者更生援護施設は、入所者の支援の状況に関する諸記録を整備し、当該支援を提供した日から五年間保存しなければならない。</p>
(苦情への対応)	(苦情への対応)
<p>第7条の2 身体障害者更生援護施設は、その行った処遇に関する入所者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>第八条 身体障害者更生援護施設は、その行った支援に関する入所者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>2 身体障害者更生援護施設は、その行った処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>	<p>2 身体障害者更生援護施設は、その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>
<p>3 身体障害者更生援護施設は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。</p>	<p>3 身体障害者更生援護施設は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。</p>
第二章 身体障害者更生施設	
第二章 身体障害者更生施設	
	(種類)
	<p>第九条 身体障害者更生施設は、次の各号に掲げるものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 肢体不自由者更生施設 身体障害者更生施設のうち肢体不自由者を入所させるもの。 二 視覚障害者更生施設 身体障害者更生施設のうち視覚障害者を入所させるもの。 三 聴覚・言語障害者更生施設 身体障害者更生施設のうち聴覚・言語障害者（聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある身体障害者をいう。以下同じ。）を入所させるもの。 四 内部障害者更生施設 身体障害者更生施設のうち内臓の機能に障害のある者を入所させるもの。

(規模)

第十条 身体障害者更生施設は、三十人以上の人員を入所させることができる規模を有するものでなければならない。

(職員の配置の基準)

第10条 肢体不自由者更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 施設長
- 二 医師
- 三 看護婦
- 四 理学療法士
- 五 作業療法士
- 六 心理判定員
- 七 職能判定員
- 八 あん摩マッサージ指圧師
- 九 職業指導員
- 十 生活指導員

(肢体不自由者更生施設の職員の配置基準)

第十二条 肢体不自由者更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならぬ。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあっては、第四号の栄養士を置かないことができる。

- 一 施設長 一
 - 二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
 - 三 看護師、理学療法士、作業療法士、心理判定員、職能判定員、あん摩マッサージ指圧師、職業指導員及び生活支援員
イ 入所者の数が五十を超えない肢体不自由者更生施設にあっては、看護師、理学療法士、作業療法士、心理判定員、職能判定員、あん摩マッサージ指圧師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、八以上
ロ 入所者の数が五十を超える肢体不自由者更生施設にあっては、看護師、理学療法士、作業療法士、心理判定員、職能判定員、あん摩マッサージ指圧師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、八に入所者の数が五十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
 - ハ 理学療法士 常勤換算方法で一以上
 - ニ 作業療法士 常勤換算方法で一以上
 - 四 栄養士 一以上
- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。
- 3 第一項及び第八項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該肢体不自由者更生施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

- 4 第一項第一号の施設長は、常勤の者でなければならない。
- 5 第一項第三号の看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 6 第一項第三号の職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 7 第一項第三号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 8 肢体不自由者更生施設であって、通所による入所者の支援を行うものにあっては、第一項に掲げる員数の職員に加えて、当該通所による入所者の支援を行う第一項第三号に掲げる職員を置くものとし、当該職員の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を六・三で除して得た数以上とする。
- 9 肢体不自由者更生施設は、支援を行う入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならぬ。
- 2 視覚障害者更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならぬ。
 (視覚障害者更生施設の職員の配置基準)
- 一 施設長
 二 医師
 三 看護婦
 四 職業指導員
 五 生活指導員
- 第十三条 視覚障害者更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならぬ。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあっては、第四号の栄養士を置かないことができる。
- 一 施設長 一
 二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
 三 看護師、職業指導員及び生活支援員
 イ 入所者の数が、五十を超えない視覚障害者更生施設にあっては、看護師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、八以上
 ロ 入所者の数が五十を超える視覚障害者更生施設にあっては、看護師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤

換算方法で、八に、入所者の数が五十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

四 栄養士 一以上

- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。
- 3 第一項及び第九項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該視覚障害者更生施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- 4 第一項第一号の施設長は、常勤の者でなければならない。
- 5 第一項第三号の看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 6 第一項第三号の職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 7 第一項第三号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 8 第一項第三号の職業指導員又は生活支援員のうち、一人以上は、点字の指導を行うことができる者でなければならない。
- 9 視覚障害者更生施設であって、通所による入所者の支援を行うものにあっては、第一項に掲げる員数の職員に加えて、当該通所による入所者の支援を行う第一項第三号に掲げる職員を置くものとし、当該職員の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を六・三で除して得た数以上とする。
- 10 視覚障害者更生施設は、支援を行う入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる職員に

- 3 聴覚・言語障害者更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならぬ。
- 一 施設長
 - 二 医師
 - 三 看護婦
 - 四 心理判定員
 - 五 職能判定員
 - 六 聴能訓練師
 - 七 職業指導員
 - 八 生活指導員

加えて、必要な職員を置かなければならぬ。

(聴覚・言語障害者更生施設の職員の配置基準)

第十四条 聴覚・言語障害者更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならぬ。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあっては、第四号の栄養士を置かないことができる。

- 一 施設長 一
- 二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 三 看護師、心理判定員、職能判定員、聴能訓練師、職業指導員及び生活支援員
 - イ 入所者の数が、五十を超えない聴覚・言語障害者更生施設にあっては、看護師、心理判定員、職能判定員、聴能訓練師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、八以上
 - ロ 入所者の数が五十を超える聴覚・言語障害者更生施設にあっては、看護師、心理判定員、職能判定員、聴能訓練師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、八に、入所者の数が五十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
- 四 栄養士 一以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

3 第一項及び第九項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該聴覚・言語障害者更生施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

4 第一項第一号の施設長は、常勤の者でなければならない。

5 第一項第三号の看護師のうち、一人以上

は、常勤の者でなければならない。

6 第一項第三号の職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

7 第一項第三号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

8 第一項第三号の生活支援員のうち、一人以上は、口話又は手話の指導を行うことができる者でなければならない。

9 聴覚・言語障害者更生施設であって、通所による入所者の支援を行うものにあっては、第一項に掲げる員数の職員に加えて、当該通所による入所者の支援を行う第一項第三号に掲げる職員を置くものとし、当該職員の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を六・三で除して得た数以上とする。

10 聴覚・言語障害者更生施設は、支援を行う入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。

4 内部障害者更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 施設長
- 二 医師
- 三 保健婦又は看護婦
- 四 作業療法士
- 五 心理判定員
- 六 職能判定員
- 七 職業指導員
- 八 生活指導員

(内部障害者更生施設の職員の配置基準)

第十五条 内部障害者更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあっては、第四号の栄養士を置かないことができる。

- 一 施設長 一
- 二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 三 保健師又は看護師、作業療法士、心理判定員、職能判定員、職業指導員及び生活支援員

イ 入所者の数が、五十を超えない内部障害者更生施設にあっては、保健師又は看護師、作業療法士、心理判定員、職能判定員、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、六以上

ロ 入所者の数が五十を超える内部障害者

更生施設にあっては、保健師又は看護師、作業療法士、心理判定員、職能判定員、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、六に、入所者の数が五十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ハ 保健師又は看護師の数は、次のとおりとすること。

(1) 入所者の数が五十を超えない内部障害者更生施設にあっては、常勤換算方法で、一以上

(2) 入所者の数が五十を超えて百を超えない内部障害者更生施設にあっては、常勤換算方法で、二以上

(3) 入所者の数が百を超えて百四十を超えない施設にあっては、常勤換算方法で、三以上

四 栄養士 一以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

3 第一項及び第十項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該内部障害者更生施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

4 第一項一号の施設長は、常勤の者でなければならない。

5 第一項第二号の医師のうち心臓の機能に障害のある者を入所させるものに置かれる医師は、心臓疾患の治療に関する相当の学識経験を有する者でなければならない。

6 第一項第三号の保健師又は看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

7 第一項第三号の職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

- 5 重度身体障害者更生援護施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。
- 一 施設長
 - 二 医師
 - 三 看護婦
 - 四 介護職員
 - 五 理学療法士
 - 六 作業療法士
 - 七 心理判定員
 - 八 あん摩マッサージ指圧師
 - 九 生活指導員
- 6 視覚障害者更生施設に置かれる職業指導員又は生活指導員のうち、1人以上は、点字の指導を行うことができる者でなければならない。
- 7 聴覚・言語障害者更生施設に置かれる生活指導員のうち、1人以上は、口話又は手話の指導を行うことができる者でなければならない。
- 8 内部障害者更生施設に置かれる生活指導員
- 8 第一項第三号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 9 第一項第三号の生活支援員は、法第十二条各号のいずれかに該当する者又は社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- 10 内部障害者更生施設であって、通所による入所者の支援を行うものにあっては、第一項に掲げる員数の職員に加えて、当該通所による入所者の支援を行う第一項第三号に掲げる職員を置くものとし、当該職員の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を六・三で除して得た数以上とする。
- 11 内部障害者更生施設は、支援を行う入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。

は、法第12条各号のいずれかに該当する者又は社会福祉法(昭和26年法律第45号)第19条第1項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

9 内部障害者更生施設のうち心臓の機能に障害のある者を入所させるものに置かれる医師は、心臓疾患の治療に関して相当の学識経験を有する者でなければならない。

10 重度身体障害者更生援護施設に置かれる看護婦、介護職員、理学療法士、作業療法士、心理判定員、あん摩マッサージ指圧師及び生活指導員の総数は、通じておおむね入所者の数を四・一で除して得た数以上とする。

(職員の資格要件)

第11条 施設長は、医師、特殊教育諸学校(盲学校、聾ろう学校又は養護学校をいう。以下この条において同じ。)の長であった者、特殊教育諸学校の教育職員の免許状を有する者であって当該分野における三年以上の福祉若しくは教育の経験を有するもの、身体障害者福祉司若しくは社会福祉主事として五年以上勤務した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員の資格要件)

第十六条 身体障害者更生施設の施設長は、医師、特殊教育諸学校(盲学校、聾ろう学校又は養護学校をいう。以下この条において同じ。)の長であった者、特殊教育諸学校の教育職員の免許状を有する者であって当該分野における三年以上の福祉若しくは教育の経験を有するもの、身体障害者福祉司若しくは社会福祉主事として五年以上勤務した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(規模)

第8条 身体障害者更生施設は、30人以上の人員を入所させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

第9条 身体障害者更生施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該身体障害者更生施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 静養室

(設備の基準)

第十一條 身体障害者更生施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該身体障害者更生施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の支援に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 静養室

三 食堂
四 浴室
五 洗面所
六 便所
七 調理室
八 洗濯室
九 事務室
十 相談室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

- イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。
 地階に設けてはならないこと。
ハ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、三・三平方メートル以上とすること。
- ニ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

二 便所

居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

三 食堂
四 浴室
五 洗面所
六 便所
七 医務室
八 調理室
九 洗濯室
十 相談室
十一 事務室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

- イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。
 地階に設けてはならないこと。
ハ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、六・六平方メートル以上とすること。
- ニ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

二 静養室

イ 寢台又はこれに代わる設備を備えること。

医務室に近接して設けること。

三 食堂

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

必要な備品を備えること。

四 浴室

入所者の特性に応じたものであること。

五 洗面所

イ 居室のある階ごとに設けること。

入所者の特性に応じたものであること。

六 便所

イ 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

入所者の特性に応じたものであること。

七 医務室

治療に必要な機械器具等を備えること。

三 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

3 肢体不自由者更生施設(身体障害者更生施設のうち肢体不自由者を入所させるものをいう。以下同じ。)には、第1項各号に掲げる設備のほか、医務室、理学療法室、職能判定室、職業訓練室、運動療法室兼作業療法室及び屋外運動場を設け、治療及び訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

4 視覚障害者更生施設(身体障害者更生施設のうち視覚障害者を入所させるものをいう。以下同じ。)には、第2項各号に掲げる設備のほか、医務室、職業訓練室、図書室及び屋外運動場を設け、治療及び訓練に必要な機械器具及び点字図書等を備えなければならない。

5 聴覚・言語障害者更生施設(身体障害者更生施設のうち聴覚・言語障害者(聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある身体障害者をいう。以下同じ。)を入所させるものをいう。以下同じ。)には、第1項各号に掲げる設備のほか、医務室及び職業訓練室を設け、治療及び訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

6 内部障害者更生施設(身体障害者更生施設のうち内臓の機能に障害のある者を入所させるものをいう。以下同じ。)には、第1項各号に掲げる設備のほか、医務室、理学療法室兼作業療法室、職業訓練室、職能判定室、娯楽室、講堂及び宿直室を設け、治療及び訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

八 調理室

火気を使用する場合は、不燃材料を用いること。

九 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

十 廊下幅

二・ニメートル以上とすること。

3 肢体不自由者更生施設には、第一項に掲げる設備のほか、理学療法室、職能判定室、職業訓練室、運動療法室兼作業療法室、屋外運動場及び集会室を設け、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

4 視覚障害者更生施設には、第一項各号に掲げる設備のほか、職業訓練室、図書室、屋外運動場及び集会室を設け、訓練に必要な機械器具及び点字図書等を備えなければならない。

5 聴覚・言語障害者更生施設には、第一項各号に掲げる設備のほか、職業訓練室及び集会室を設け、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

6 内部障害者更生施設には、第一項各号に掲げる設備のほか、理学療法室兼作業療法室、職業訓練室、職能判定室、娯楽室及び講堂を設け、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。